

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年3月4日（火）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 門真市役所 本館2階 大会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

5 出席委員（9名）

1番：淺田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：翼 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：大倉 善充

局次長：吉田 武史

係員：森本 翔太

係員：坂川 裕磨

7 議案・報告等

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地等の賃貸借の合意解約に関する件

<会議の詳細>別紙のとおり

【署名】

議長

吉内 隆史

署名委員

岩田 隆行

署名委員

木原 早智子

令和4年3月4日（火）午前10時00分～午前11時00分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和4年第1回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、</p> <p>2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員</p> <p>にお願いすることと致します。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p>
会長	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、議案書報告第1号をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。</p> <p>当該届出地は、添付資料1ページの地図のとおり、東打越公園の北西に位置しています。</p> <p>届出の内容については、資料2ページをご覧ください。本件は、所有権の移転であり、転用目的は木造2階建て住宅9棟の建設であります。</p> <p>現地は、農業委員から寺内会長、中道委員、事務局から森本、坂川が確認しております。</p>

事務局	周辺に農地はなく、また雨水については、公共樹を通して排水する計画であり、転用による影響はないものと判断できます。以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
会長	進入路に段差があった覚えがあるのですが、それはどうするのですか。埋め立てるのですか。
中道委員	接道は、資料4ページの平面図の左側と南側の2箇所ですね。
事務局	はい。2箇所です。また開発については、市役所の建築指導課に提出されていると聞いています。
中道委員	おそらく、道路公園課とも協議をされているのかなと思います。また、今回この田んぼの用水については、水路を使っているのではなく、打越全体がそうですけど、他もそうかもしれません。地下水を井戸で汲み上げて灌がいしていますので、そういう意味では、灌がいの方には影響はない。水路についても、それをにらみながら対応しているのかと思います。
会長	他になにかございますか。 それでは他に質問がないようですので、次に移ります。 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地等の賃貸借の合意解約に関する件」についてです。こちらが本日最後の議題です。それでは事務局説明願います。
事務局	本件については、賃貸借契約について、農地賃貸借解約合意書のとおり、双方が合意し、解約したため、農地法第18条第6項の規定に基づき通知書が提出されたものです。 通知内容について、添付資料の7ページから11ページをご覧ください。 場所は、7ページのとおりで、大池町交差点の南東に位置します。 10ページの農地賃貸借解約合意書にて解約されたこと、また他の参考資料も併せてご確認願います。 こちらについては、合意による解約がなされたという届出があったことを報告するものです。

事務局	以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
中道委員	<p>非常に興味深い案件を拝見したわけなのですが、農地法に基づく賃貸借の合意解約について、実際件数があるのかどうかはよくわかりませんけども、実際のものを見にしたのは初めてで、認識として間違えていましたら教えてください。</p> <p>まず、農地の賃貸借を一回やると仮に合意で解約する場合にも、知事の許可がいるのですか。ただ、知事の許可がいるのが原則だけれども、この合意書がある限りにおいて、例外的に許可は不要という扱いなのですか。</p> <p>また、資料 10 ページの解約合意書においても、聞くところによると合意書の様式がどこにも定められていないので、色々な書きぶりが出てきているのかなと思っているのですけども、売却に伴う農地の賃貸借の合意解約ということですけども、実態としては、こういう厳しい内容になるのだなと感じました。農地の貸し借りについては、非常に注意しなければならないという事例なのかなと感じました。</p>
事務局	<p>農地の賃貸借の当事者が農地等の賃貸借の解除や解約の申し入れをする場合、原則都道府県知事の許可が必要で、都道府県知事の許可をする前に農業委員会で受け付けて、総会や部会で審議して、許可不許可について意見を決定する必要があります。</p> <p>しかし、今回の事例のように土地引き渡し前の 6 ヶ月以内の書面上明らかに合意による解約であると判断できるものについては、許可不要ということが法に定められていますので、このような届出でよく、都道府県知事の許可が不要になったものになります。</p>
会長	非常に稀なケースですよね。
事務局	<p>本市においても、小作権がついた農地を小作台帳に整備しておりますが、そんなに多くはございません。</p> <p>小作権が付くということは、所謂賃貸借の契約が農地法第 3 条の許可によって権利を得たものになりますので、年間そんなに 3 条許可をもって賃貸借の許可を出すものがないので、数は多くありません。門真市においては、大昔から地主と小作の関係</p>

事務局	にあって引き続き、耕作されている場合が多いと思います。
会長	他に質問がないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。